

平成24年度第2回江別市公平委員会会議録

日 時 平成25年3月21日(木)
午後6時00分～
場 所 市民会館36号

1 議事日程

(1) 議事

- ・職員団体登録事項の変更について

(2) 報告事項

- ・人事行政の運営等の状況の公表について

(3) その他

2 出席者

| | | |
|----------|----------|--------|
| (1) 委員 | 委員長職務代理者 | 浅野 綱 |
| | 委員 | 杉野 邦彦 |
| (2) 事務職員 | 幹事 | 渋谷 研一 |
| | 事務職員 | 錦戸 康成 |
| | 事務職員 | 佐々木 弘一 |
| | 事務職員 | 木村 明生 |

(議事録)

浅野委員長職務代理者（以下「職務代理者」） 本日はお忙しい中、また足元が悪い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。本日佐藤委員長が体調不良ということで、急きょ、欠席するというご連絡がありまして、私が委員長職務代理者ということで議事を進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、平成24年度第2回江別市公平委員会を開会いたします。初めに、職員団体登録事項の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

錦戸事務職員 それでは職員団体登録事項の変更につきまして、ご説明を申し上げます。

職員団体の登録事項の変更につきましては、2月15日付けで届出がありましたので、変更事項につきまして、適合があれば、登録の措置をしていただこうとするものであります。

右上に資料番号1とあります資料をご覧いただきたいと存じます。1ページ目及び2ページ目には、公平委員会において、職員団体登録を行うに当たっての法的根拠となります、地方公務員法と職員団体の登録に関する条例を抜粋しております。今回の議事事項であります、職員団体登録事項の変更については、地方公務員法第53条第9項及び条例第4条の規定により、職員組合より変更の届出があったことによるものです。2013年度の役員選挙は、去る1月25日に行われております。

3ページをご覧いただきたいと存じます。まず、変更年月日は、定期総会で承認された2013年2月13日付けとなります。次に、内容といたしましては、執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長及び監査委員は、それぞれ再任となっており、執行委員は、8人中6人が新任となっております。次の4ページは、これらの選挙結果が記載されておりますので、ご確認をいただきたいと存じます。

次の5ページは、今回の選挙の投票録でありまして、選挙人名簿登録者数及び当日の有権者数が334人、投票者数が251人、投票率が75.1%となっております。なお、過年度の投票結果及び投票率の推移につきましては、6ページにグラフを掲載しておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、資料の概要をご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

職務代理者 ただいま事務局から説明を受けましたけれども、これにつきまして何か質問等がありましたら、事務局から、分かる範囲で答えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

杉野委員 今、変更があったら登録するとのことでしたが、毎年あるのですか。

錦戸事務職員 労働組合の選挙が行われまして変更があった場合は、毎年報告することになっております。

職務代理者 有権者数というのは、組合員の数ですか。

錦戸事務職員 はい。組合員の数になります。

職務代理者 組合に入っていない人は、これには入っていないということですね。

錦戸事務職員 はい。含まれません。

杉野委員 組合員の数は、毎年減っていますね。

渋谷幹事（以下「幹事」） はい。減っています。

職務代理者 よろしいでしょうか。（異議なし）それでは、そのように決めます。

続きまして、人事行政の運営等の状況の公表について、事務局から説明をお願いいたします。

錦戸事務職員 それでは、江別市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づきまして、昨年12月に、平成23年度における、江別市の人事行政の運営状況が公表されておりますので、その概略をご報告いたします。

右上に資料番号2とあります資料をご覧いただきたいと存じます。平成17年4月1日に施行した条例により、市長は毎年度、人事行政の運営状況に関し、公表することが義務づけられており、平成17年11月の公表から数えまして、今回で8回目となります。また、公平委員会におきましても、1番目に、前年度における業務の状況として、勤務条件に関する措置の要求の状況、2番目に、不利益処分に関する不服申立ての状況、3番目に、苦情相談に関する処理の状況を報告することが義務づけられており、公表いたしました内容については、市のホームページにも公表されております。

なお、運営委員会の業務の内容につきましては、17ページに記載のとおり、3項目とも該当がございませんでしたので、その旨を記載しております。以上、ご報告申し上げます。

職務代理者 ただいま説明を受けましたけれども、内容について確認事項などございましたら、お願いいたします。

杉野委員 どこで報告されているんですか。ホームページですか。

錦戸事務職員 12月の末に毎年ホームページに掲載しておりまして、広報えべつにも、12月号に掲載しております。

杉野委員 詳細にわたって公表されているんですね。

職務代理者 どこからが民間でいう管理職なのですか。主幹からですか。

錦戸事務職員 参事というものも課長職なのですけども、課長・参事以上が管理職になります。

杉野委員 民間で聞き慣れないものがあつたのですが、民間だと賞与に当たるのでしょうか、勤勉手当とは、どういうものですか。

錦戸事務職員 期末勤勉手当と言いまして、民間企業で言う、いわゆるボーナスというものに該当します。

杉野委員 これが勤勉手当という名前になっているということですね。

錦戸事務職員 はい。

職務代理者 特殊勤務手当というのは、消防などの危険な業務に従事する人に支払われるものですか。

錦戸事務職員 こちらのページに記載のとおり、消防や医療職等になっております。

杉野委員 いろいろな種類の業務があるんですね。

職務代理者 先ほども報告があつたのですけれども、不服申立てとかはないということで、よろしいですか。

錦戸事務職員 はい。平成23年度につきましては、ございませんでした。

杉野委員 平成19年と平成24年の比較が8ページに載っていますけれども、60歳以上の年齢の方の数は、平成19年と平成24年では全然違いますね。民間でもそうですけれど、60歳以上の職員については、いわゆる長期雇用のような取組ですか。

錦戸事務職員 退職してから再任用という形で雇っている職員がおりまして、そういった者が該当しております。

杉野委員 それも年齢制限はあるんですか。

錦戸事務職員 年齢制限に関しましては65歳までということになっておりますが、基本的には、年度ごとの更新となっております。

幹事 現状は3年を目安として雇用しております。年金の支給開始時期の関係で、今後も変わる可能性はあります。

職務代理者 よろしいでしょうか。（異議なし）それでは、そのように決めます。

それでは、次にその他の件について、事務局からありませんか。

錦戸事務職員 ありません。

職務代理者 それでは、以上をもちまして本日の公平委員会は閉会いたします。お疲れ様でした。